（地方財政法施行令の一部改正）

第一条　地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第九条第一項を削り、同条第二項中「平成三十一年地方税法施行令等改正令附則第九条第一項」を「地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第八十七号。以下「平成三十一年地方税法施行令等改正令」という。）附則第九条第一項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

附則第十条を削り、附則第十一条を附則第十条とし、附則第十二条から第十四条までを一条ずつ繰り上げ、附則第十五条を削る。

附則第十六条中「附則第九条第三項及び第十三条」を「附則第九条第二項及び第十二条」に改め、同条を附則第十四条とする。

附則第十七条中「附則第九条第四項及び第十四条」を「附則第九条第三項及び第十三条」に改め、同条を附則第十五条とする。

附則第十八条中「附則第十四条」を「附則第十三条」に改め、同条を附則第十六条とし、附則第十九条を附則第十七条とする。

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正）

第二条　地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四条を削る。

附則第五条中「附則第十七条」を「附則第十五条」に、「附則第九条第四項及び第十四条」を「附則第九条第三項及び第十三条」に、「附則第十四条」を「附則第十三条」に改め、同条を附則第四条とする。

附則第六条中「附則第十八条」を「附則第十六条」に、「附則第十四条」を「附則第十三条」に改め、同条を附則第五条とし、附則第七条を附則第六条とする。

附　則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

総務大臣　武田　良太
内閣総理大臣　菅　義偉

沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第百十二号

沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第十二号及び第四十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

第五条及び第二十一条第二項第五号イ中「、第三号」を削る。

附　則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　菅　義偉

所得税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第百十三号

所得税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）の施行に伴い、並びに所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十九号、第十条第一項、第五項及び第十項、第十一条第三項、第三十条第四項及び第七項、第六十八条、第七十八条第二項第三号、第九十五条第一項、第百六十五条の三第一項、第百九十八条第二項、第二百一条第一項第二号ニ、第二百三条第四項、第二百三条の六第五項並びに第二百二十五条第一項第十一号の規定に基づき、この政令を制定する。

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第八号ヨ中「送電事業」の下に「、同項第十一号の二に規定する配電事業」を加える。

第三十条中「第九条第一項第十七号」を「第九条第一項第十八号」に、「補てんする」を「補塡する」に改め、同条第二号中「満期返戻金等の意義」を「損害保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等」に改める。

第三十一条第一号中「又は非課税貯蓄申告書」を「、非課税貯蓄申告書又は非課税貯蓄限度額変更申告書」に、「又は第三項」を「、第三項又は第四項」に改める。

第三十一条の二第四号中「障害補償年金」の下に「同法第二十条の二第六号（複数業務要因災害に関する保険給付の種類）に掲げる複数事業労働者傷病年金、同法第二十条の五第二項（複数事業労働者障害給付）に規定する複数事業労働者障害年金、同法第二十一条第六号（通勤災害に関する保険給付の種類）に掲げる傷病年金若しくは」を加え、「若しくは同法第二十三条第一項（傷病年金）に規定する傷病年金」を削り、「遺族補償年金」の下に「、同法第二十条の六第二項（複数事業労働者遺族給付）に規定する複数事業労働者遺族年金」を、「（同法」の下に「第二十条の六第三項及び」を加え、同条第十五号中「の交付）の」を「）の」に改める。

第三十三条第四項第三号中「（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第二百条第一項（金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正に伴う経過措置）の規定によりなお従前の例によることとされる同法第百九十九条（金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正）の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第十七条の二第一項（債券の発行の特例）に規定する普通銀行で同項（同法第二十四条第一項第七号（合併に関する規定の準用）において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の認可を受けたものの発行する同法第十七条の二第一項の債券（第三十七条第二項（有価証券の記録等）において「旧法債券」という。）を含む。）」及び「（同法附則第三十七条（商工債に関する経過措置）の規定により同法第三十三条の規定により発行された商工債とみなされたもの（第三十七条第二項において「旧商工債」という。）を含む。）」を削り、同項第五号中「（元引受契約）」を「（虚偽記載のある届出書の提出会社の役員等の賠償責任）」に改め、同項第八号中「第二条第三項」の下に「（定義）」を加える。

第三十五条第四項中「の長」を削る。

第三十七条第二項ただし書中「（旧法債券を含む。）」及び「（旧商工債を含む。）」を削る。

第三十八条第二項中「掲げる事項」を「定める事項」に改め、同項第四号中「同条第四項の申告書」を「非課税貯蓄限度額変更申告書」に改め、同条第三項中「に記載された」を「（電磁的方法（法第十条第八項に規定する電磁的方法をいう。以下この節において同じ。）により提供されたこれらの申告書又は届出書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（法第十条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下この節において同じ。）を含む。）に記載され、又は記録された」に改める。